様式第11号（第8条関係）

第　　号

　　　年　　月　　日

　様

　相馬地方広域水道企業団

企業長　　　　　　　　　　印

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書

(あなた、貴社等)から　　　年　月　日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する

意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しました

ので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通

知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 開示することとした理由 |  |
| 開示決定をした日 | 　　　年　月　日 |
| 開示を実施する日 | 　　　年　月　日 |

 ※　この決定に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して

３月以内に、企業長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

　　また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月

以内に、相馬地方広域水道企業団を被告として(相馬地方広域水道企業団を代表する者は企業長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記１の審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。)。